

「成育基本法」は、日本の未来を産み、育てる法律です。

意見広告

子どもたちと、子育てを支える法的整備の確立を。私たちは「成育基本法」の早期成立を望みます。



成育基本法とは

出生数減少と寿命の伸長により、わが国の2055年の高齢化率は40.5%と予想されており、世界でも類をみない高齢社会を迎えることになります。少子高齢化が経済や社会環境に与える影響は大きく、妊娠・出産や子育ての環境のさらなる悪化も懸念されます。女性が安心して妊娠・出産し、子育てを行い、子どもが地域・社会の中で健やかに成長し、次の世代を生み出す健康な成人に育っていくことが保障される社会を形成することは極めて重要な国家的課題です。

また、日本は子育て支援への公的支出も先進国の中では極端に低く、OECD(経済協力開発機構)が

発表した実質国内総生産(GDP)比で見ても最低レベルです。子どもたちを守るために、現行の医療保険制度、母子保健法、学校保健安全法、児童福祉法などの関連法を参考にし、保健・医療・福祉を包含した子どもとその養育者のための総合的社会的支援制度を確立すべきです。

日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会などが早期の成立を目指す「成育基本法」は、胎児期から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期までに至る「人のライフサイクル」の過程に生じるさまざまな健康問題を包括的に捉えて、適切に対応する法律です。

成育基本計画に盛り込むべき事項

国が策定する「成育基本計画」には以下の項目を含むものとする。

1. 次世代を担う成育過程にある者に対する生命・健康教育の充実
2. 社会、職場における子育て・女性のキャリア形成のための支援体制の構築
3. 周産期母子健康診査と保健指導の充実
4. 周産期医療体制の充実
5. 養育者の育児への参画を支援する制度の充実
6. 国際標準を満たす予防接種などの疾病発症予防対策体制の構築
7. 妊娠・出産・子育てへの継続的支援のための拠点整備及び連携

わが国では、妊娠期から子育て期にかけての支援は各種施策で行われていますが、総合的かつ継続的にワンストップで受けられる拠点はありませんでした。

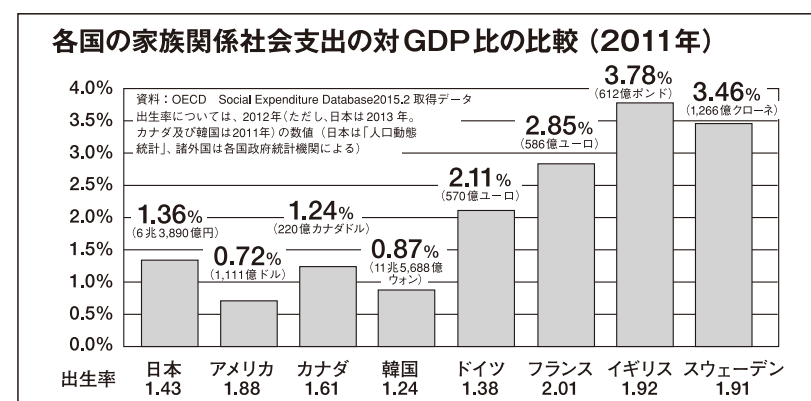
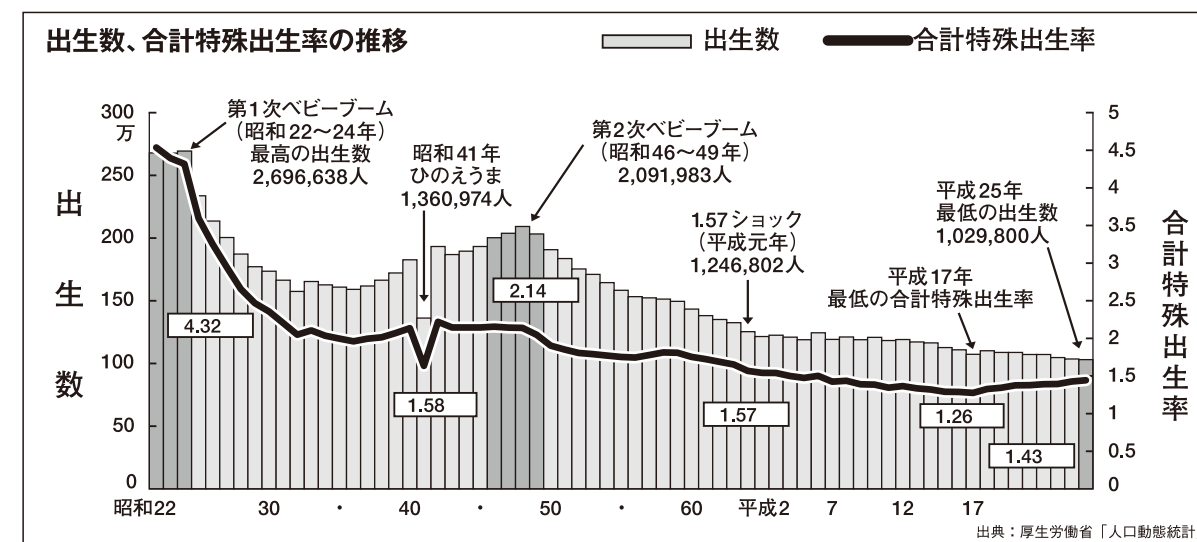
しかし、平成28年度から現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を提供する、「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、切れ目のない支援を始めています。フィンランドの「ネウボラ」に似た仕組みですが、平成32年度末までに全国に設置される予定です。

新たな拠点モデルとして

「子育て世代包括支援センター」

地域ごとの工夫をこらして、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。

「ネウボラ(NeuvoLa)」とは、フィンランドの言葉で「助言・アドバイスの場」という意味。公営の「出産・子育て家族サポートセンター」として子育て支援の中核を担っています。



日本医師会

<http://www.med.or.jp/>

日本産婦人科医会

<http://www.jaog.or.jp/>

日本小児科医会

<http://www.jpa-web.org/>